

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-31	家畜暑熱対策支援事業	西農業振興センター
① 事業内容	<p>(1)暑熱ストレスによる乳用牛および肉用牛の生産性の低下を防ぐため、事業主体が実施する暑熱対策（牛舎への換気扇の設置）にかかる経費を助成する。</p> <p>(2)支援内容は、本体購入費及び送料とする。</p> <p>(3)支援対象は、飼養頭数が80頭未満の農家は2台まで、80頭以上の農家は3台までとする。</p>	
② 事業対象者	<p>(1)兵庫六甲農業協同組合の組合員かつ市内在住者で肉牛の肥育または繁殖経営を営むもの。</p> <p>(2)兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。</p> <p>(1)～(2)のいずれか</p>	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の20%以内とする。	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（総額が税込10万円以上の場合は2社以上） ・設備パンフレット又は仕様書等（設備の内容がわかる書類） 	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号の4、6、7 	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所がわかる図面等（見取り図） ・設備の写真 	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第7号～第13号 	
⑦関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する法律 	
⑧特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合もしくは事業対象となる個人または法人とする。 ・申請期間は令和4年4月1日から5月31日までとし、複数の申請がありその補助申請額合計が予算を超える場合は、予算額を対象者の事業費で按分した額を、各事業対象者への補助額とする。（事業経費の20%以内） ・申請期間以降も予算の範囲内で申請を受け付けるが、先着順とする。 ・補助金交付から7年以内に設備を処分する場合、補助金の全額若しくは一部を返還しなければならない 	